

宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社からの
軌道運送高度化実施計画の認定申請に係る審議（第1回）

1. 日 時

平成28年6月21日（火） 10時30分～12時10分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

鷹箸有宇壽（会長）、原田尚志（会長代理）
松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

鉄道局：大野鉄道事業課長ほか
事案処理職員：運輸審議会審理室 川崎、木村

4. 議事概要

- 鉄道局が宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社からの軌道運送高度化実施計画の認定申請の概要等について説明した。
 - 運輸審議会委員からは、
 - ①上下分離方式の一番の問題点は安全である。維持管理を実際に行う主体と管理する主体が異なるため、必要な安全対策がきちんと行われなくなる可能性があり、現場の意見が管理する側まできちんと伝わる仕組みが必要ではないか。
 - ②今回の申請区間の西側部分について、延伸を行う際の手続きはどうなるのか。
 - ③需要予測について、LRTができたとしても、ある程度は引き続き自動車で工業団地に通勤する人もいると思うが、予測上どうなっているのか。
- 等についての指摘・質問があった。

これに対し、鉄道局からは、

- ①維持管理は宇都宮ライトレール株式会社が市町から委託を受けて実施するが、その費用は市町に支払う使用料に反映される。最終的には宇都宮ライトレール株式会社が安全に対する意識をしっかりと持ちながら維持管理を行うことと宇都宮ライトレール株式会社と市町の間で円滑な意思疎通ができることが重要と考える。
- ②改めて、軌道運送高度化実施計画の変更に係る認定申請が必要となるので、その際は相談したい。
- ③ご指摘のとおり、需要予測上も、LRT 沿線住民の全てが LRT を利用するわけではないが、ある一定程度の割合で利用者が転換する試算となっている。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。